

保護者様

朝霞市こども・健康部長 麦田 伸之

保育施設における濃厚接触者の特定・臨時休園等・保育料の取扱いの見直しについて

日頃より本市保育行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から5類への変更が予定されておりますが、それに先立ちまして利用者負担額（以下「保育料」といいます）の減免措置（日割り計算）の廃止について国より通知がありました。

つきましては、濃厚接触者等の取扱いについて下記のとおり見直しをいたしましたのでお知らせいたします。

記

1 濃厚接触者について

(1) 保育施設内で陽性者が発生した場合

施設内で陽性者が発生した場合については、濃厚接触者の特定は行わないこととします。

(2) 家庭内など保育施設外で陽性者が発生した場合

濃厚接触者の特定を行った機関（保健所等）の指示に従ってください。

2 臨時休園等の取扱いについて

国の方針として、保育所等については原則開所とされており、下記3のとおり保育料日割り計算が令和5年4月以降に廃止されることや、同時に上記1（1）のとおり保育施設による濃厚接触者の特定を行わないことから、原則、臨時休園や登園自粛要請は行わないこととします。

ただし、施設職員が陽性となり、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合においては、一部又は全部休園とする場合がありますので、予めご承知おきください。

3 保育料等の取扱いについて

登園日数に応じた保育料（公立は給食費含む）日割り計算は終了となります。

※これまでは、国の法令及び通知により「災害その他緊急やむを得ない場合」として日割り対象となっておりましたが、令和4年12月27日付内閣府・厚生労働省連名通知により令和5年4月以降は廃止となりました。

4 適用開始日

令和5年4月1日

こども・健康部保育課保育係

048-463-2836（直通）